

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和3年1月14日

茨城県知事 大井川 和彦

1 調達に付する事項

(1) 委託業務名

令和2年度いばらきの魅力発信事業【旅に関するオンラインイベントの開催】実施業務

(2) 委託業務内容

令和2年度いばらきの魅力発信事業【旅に関するオンラインイベントの開催】実施業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

委託契約の日から令和3年3月31日まで

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、以下の評価項目により審査（プレゼンテーションは実施しない）を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

企画提案内容を審査するための評価項目

①理解度	業務の目的、内容について十分理解しているか。
②独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
④事業遂行体制	作業工程に対する体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。

(2) 提出物

- ① 企画提案提出書（様式第1号）
- ② 資格要件に関する申立書（様式第2号）
- ③ 企画書（任意）

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

1 実施方針	
2 業務内容に関する提案	ターゲット層に応じた提案に関する考え方
	効果的なマーケティング項目の提案に関する考え方
	その他 事業の企画・立案に関する考え方
3 実施体制（職員の配置や体制の考え方、スケジュール）	
4 同種業務の実績	

- ④ 見積書
- ⑤ 会社概要

(3) 提出部数

①、②、④及び⑤については、1部提出すること。

③については、1冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を5部、社名を記載したものを1部提出すること。（※クリアカバー等は取り付けないこと）

(4) 提出期限

令和3年1月26日（火）午後4時（必着）

(5) 提出先

茨城県営業戦略部観光物産課 宣伝誘客グループ
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
電話 029-301-3622 FAX 029-301-3629

4 手続き等に関する事項

公募に関する説明書の交付は以下のとおり。

- (1) 担当部局 3（5）と同じ。
- (2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間 令和3年1月14日から令和3年1月26日まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日を除く。）の

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所 上記（1）と同じ。

ウ 交付方法 イにおいて直接交付または茨城県物品役務入札情報サービスを閲覧しダウンロードしてください。

（URL <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>）

5 その他

- （1）書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （2）企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- （3）企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- （4）採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。
- （5）契約書作成の要否 要
- （6）契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- （7）その他詳細については説明書による。